

令和7年度社会福祉施設の指導監査方針

救護施設、乳児院、児童養護施設、養護老人ホーム（特定施設を除く）、軽費老人ホーム（特定施設を除く）、幼保連携型認定こども園及び保育所（以下これらを「社会福祉施設」という。）の指導監査の実施にあたっては、その運営等が法令通知等に基づき適正に行われているかどうかの確認を行う「監査」の側面と、社会福祉施設の抱えている課題や問題点等の解決について共に考え、健全で安定した運営が行われるよう誘導していくという「指導」の側面とを、効果的に実行していくことを基本として実施する。

特に、令和7年度は、次の事項を重点的に指導する。

なお、重大な問題を有する社会福祉施設の指導については、重点的かつ継続的に指導する。

令和7年度重点指導事項

- 1 適切な利用者処遇の確保
- 2 安全対策の徹底
- 3 福祉サービスの質の向上
- 4 最低基準の遵守

第1 基本方針

- 1 各社会福祉施設の経緯や実績、運営状況等を踏まえ、画一的、平板的な指導監査とならないよう重点事項を定め、効率的な指導及び必要な助言を行う。
- 2 入所者処遇の充実、向上を図るため、施設運営の参考となる具体的事例（改善方策、他施設の具体例、処遇計画の策定例等）を示すなど、指導内容の充実に努める。
- 3 施設において、利用者の安全を遵守するための対策が講じられているかを確認する。また、安全対策の定期的な見直しや施設職員への周知を適切に行うことができるよう、適切な指導及び助言を行う。
- 4 主たる事務所が市の区域内にある法人であって、その行う事業が当該市の区域を越えないものが経営する施設に係る監査については、当該市の監査担当職員と連携して指導監査を実施し、監査結果についても必要に応じて情報交換を行い、監査の整合性、一貫性を図り、効率的な指導と指導内容の充実に努める。
- 5 問題を有する社会福祉施設に対する指導に当たっては、所管課等と連携し、問題発生の原因や経緯及びこれまでの指導内容等を把握するとともに、是正改善が迅速かつ的確に行われるよう重点的、継続的に指導する。
- 6 指導監査の結果、改善を要する事項については、内容を十分に精査した上で、法令違反等については改善指導事項として文書により通知する。通知内容が改善されない場合には、定期的に社会福祉施設を訪問し、継続的に指導する。
- 7 重大な問題を有する社会福祉施設の指導
指導監査によって重大な問題が認められた、又は重大な事故が発生した社会福祉施設に対しては、随時指導監査又は特別指導監査を実施し、改善が図られるまで重点的かつ継続的に指導を実施する。

第2 重点指導事項

1 適切な利用者処遇の確保

社会福祉施設の運営において、利用者の尊厳を保持するため、虐待や身体拘束を防止する取組みが実施されているかについて指導する。

また、高齢の入所者の病状が急変した場合等に対応するため、医療機関との協力体制の確保について指導する。

2 安全対策の徹底

(1) 事故の予防と安全管理

社会福祉施設において、事故の予防のためのガイドライン、事故発生時の対応マニュアルが作成されているか確認し、事件・事故の発生の予防や発生した場合の迅速、的確な対応が図られるよう、日常の安全管理や事故防止のための職員のスキルアップ、関係機関との連携協力体制の確保等について指導する。

なお、施設において安全管理体制の見直しが行われていない場合には、職員意見を取り入れた体制の見直しを実施するように指導する。

また、重大事故が発生した場合には、随時指導監査や特別指導監査を実施して事故の原因検証を行い、事故の再発防止について指導する。

(2) 感染症の予防・まん延防止対策

社会福祉施設は高齢者や乳幼児等体力の弱い者が集団生活していることを十分認識し、新型コロナウイルス感染症をはじめ、ノロウイルスやレジオネラ症等の感染症、食中毒等に対する適切な予防・まん延防止対策を図るよう指導する。

(3) 防災体制の見直しと充実・強化

社会福祉施設の利用者は、自力避難が困難な者が多いことから、災害発生時の対応に万全を期す必要がある。

防災防火対策については、災害の未然防止と防災管理体制の確保が必要である。特に夜間の災害発生の対応については、近隣住民の協力、消防機関との連携が不可欠であり、連携協力体制の確保等について指導する。

また、平成25年度より社会福祉施設の本県独自の非常災害対策の基準として設けられた、災害種別ごとの対策計画の策定、地域との連携、防災教育、備蓄の努力義務及び平成29年の水防法等の一部改正を踏まえ、必要な対策計画の策定等について指導するとともに、施設の耐震化に努めるよう指導する。

さらに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施し、早期に業務再開を図るため、業務継続計画の策定及び計画に基づく必要な研修や訓練の実施等について指導する。

3 福祉サービスの質の向上

利用者本位のサービス提供を実現するため、苦情解決窓口の設置やサービスの自己評価を実施するとともに、積極的に第三者評価を受審し、その結果について公表を行い、サービスの質の向上に努めるよう指導する。

なお、施設職員が自らの福祉サービスを振り返る機会があるかを確認し、不適切な福祉サービスの未然防止について指導する。

4 最低基準の遵守

入所者処遇の基盤である施設の最低基準の遵守は重要である。施設設備の最低基準の

確認については図面、実地により確認し、遵守されていない施設については改善を指導する。

また、職員の配置基準についても、必要な職員が確保されているか確認する。